

厚木市附属機関の設置に関する条例の一部改正の概要について

地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づく附属機関を廃止するため、厚木市附属機関の設置に関する条例の一部を改正するものです。

1 条例改正の内容

(1) 厚木市文化会館改修 P F I 事業者選定委員会の廃止

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第 117 号)に基づく文化会館の改修を行う事業者の選定について、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又はその意見を建議することを目的として設置していましたが、選定した事業者との契約について、2 月定例会議に提案する予定であり、その役割を終えるため、廃止するものです。

(2) 附則による厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

委員長及び委員の報酬の額(日額)に関する規定を削除するものです。

ア 委員長 8,800 円

イ 委員 7,800 円

2 条例施行日

公布の日

【参考】地方自治法第 138 条の 4 第 3 項

普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として、自治紛争調停委員、審査会、審議会、調査会その他調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。